

優遇税制

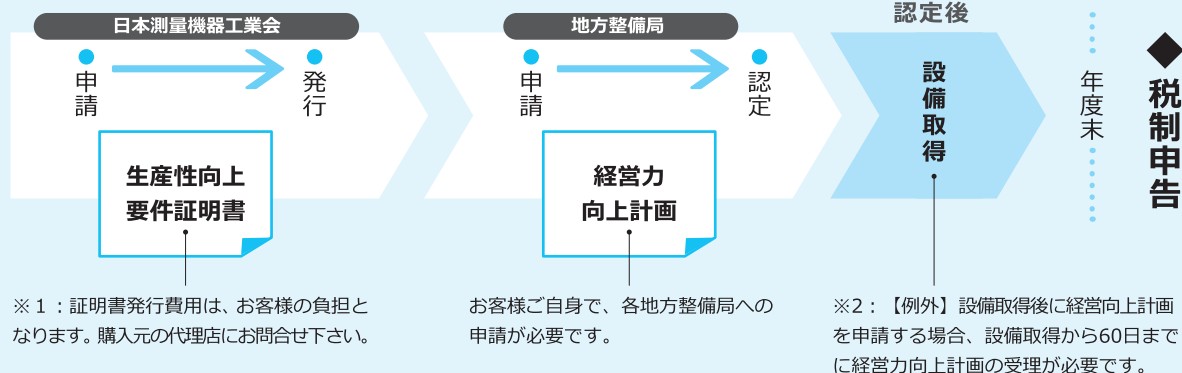
2027年3月31日まで 延長！

中小企業者様や個人事業主様を対象に優遇税制措置が受けられます。
期限は2027年3月末まで。是非この機会に対象製品の設備投資にご利用ください。

優遇税制	所轄官庁	優遇措置(概要)	生産性向上 要件証明書	申請のタイミング
中小企業等経営強化法 (経営強化法による支援)	中小企業庁	法人税・所得税の控除 or 即時償却	要 ※1	【原則】事前申請 【例外】設備取得後60日まで ※2

中小企業等経営強化法の適用の流れ

【原則】設備取得前に申請



対象製品



* 本制度は2025年度までのものが2027年度まで延長されたものです。詳細は中小企業庁のウェブサイト、または顧問税理士様等にご相談下さい。

お問合せ

日本総代理店

グレートスター ジャパン株式会社

〒231-0023 神奈川県横浜市中区山下町223-1
NU関内ビル10F Tel:045-228-8677

<https://greatstarjapan.co.jp/>

中小企業等経営強化法

